

共済掛金支払明細書

設置者名				
設置者住所				
支払方法		振込		支払総額
		A	B	(A×B)
区分		1人当たり掛金額	人数	金額
		円	人	円
内 訳	1 義務教育諸学校の児童生徒に係るもの	一般	475	
		要保護	35	
	2 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒に係るもの（3、4を除く。）		1,090	
	3 高等学校の定時制課程の生徒に係るもの		505	
	4 高等学校の通信制課程の生徒に係るもの		142	
	5 高等専門学校の学生に係るもの		980	
	6 幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）の幼児に係るもの		150	
	7 幼保連携型認定こども園の幼児に係るもの		150	
	8 専修学校の高等課程の生徒に係るもの（9、10を除く。）		1,090	
	9 専修学校の高等課程の夜間等学科の生徒に係るもの		505	
	10 専修学校の高等課程の通信制学科の生徒に係るもの		142	
11 保育所等の幼児に係るもの	一般	190		
	要保護	35		
12 前年度中途加入者分共済掛金支払額（省令第28条第4項）	義務教育諸学校の児童生徒に係るもの	一般	475	
		要保護	35	
	高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒に係るもの（3、4を除く。）		1,090	
	高等学校の定時制課程の生徒に係るもの		505	
	高等学校の通信制課程の生徒に係るもの		142	
	高等専門学校の学生に係るもの		980	
	幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）の幼児に係るもの		150	
	幼保連携型認定こども園の幼児に係るもの		150	
	専修学校の高等課程の生徒に係るもの（9、10を除く。）		1,090	
	専修学校の高等課程の夜間等学科の生徒に係るもの		505	
	専修学校の高等課程の通信制学科の生徒に係るもの		142	
保育所等の幼児に係るもの	一般	190		
	要保護	35		
合計				

- (注)
- この明細書は、公立の義務教育諸学校以外の学校又は保育所等の設置者が共済掛金を支払う場合に使用すること。
  - 内訳欄の1から12までについては、関係のない部分は削除して記入すること。ただし、その場合でも1から12までの番号については上記の番号を使用すること。
  - 内訳欄の12欄は、内訳欄1から11の区分別に分けて記入すること。
  - この明細書の用紙は、日本産業規格A4縦型とすること。